

議案第120号

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例
山陽小野田市介護保険条例（平成17年山陽小野田市条例第116号）の一
部を次のように改正する。

第16条第1項中「同月28日」を「同月26日」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

山陽小野田市介護保険条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第16条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 7月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 8月1日から同月末日まで</p> <p>第4期 9月1日から同月末日まで</p> <p>第5期 10月1日から同月末日まで</p> <p>第6期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第7期 12月1日から同月26日まで</p> <p>第8期 1月1日から同月末日まで</p> <p>第9期 2月1日から同月末日まで</p> <p>第10期 3月1日から同月末日まで</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第16条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 7月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 8月1日から同月末日まで</p> <p>第4期 9月1日から同月末日まで</p> <p>第5期 10月1日から同月末日まで</p> <p>第6期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第7期 12月1日から同月28日まで</p> <p>第8期 1月1日から同月末日まで</p> <p>第9期 2月1日から同月末日まで</p> <p>第10期 3月1日から同月末日まで</p> <p>2・3 (略)</p> |